○個人情報保護委員会定旦示第 号

号)の一部を吹のように改正する。 二十七号)第四条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第

今和三年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改

第2 用語の定義等

本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

汝正後

項番	用語	定義等
<u>(1</u>)~	[略]	[略]
12		
13)	[略]	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規
		定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は
		一部を行うこととされている者がある場合にあ
		っては、その者を含む。)をいう。
		【番号法第19条 <u>第8号</u> 】
14)	[略]	番号法別表第2の第3欄に掲げる者(法令の規
		定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の
		利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行
		うこととされている者がある場合にあっては、

第2 用語の定義等

本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

汝正治

項番	用語	定義等
①~	[同左]	[同左]
12		
13	[同左]	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規
		定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は
		一部を行うこととされている者がある場合にあ
		っては、その者を含む。)をいう。
		【番号法第19条 <u>第7号</u> 】
14)	[同左]	番号法別表第2の第3欄に掲げる者(法令の規
		定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の
		利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行
		うこととされている者がある場合にあっては、

		その者を含む。)をいう。			その者を含む。)をいう。
		【番号法第19条第8号】			【番号法第19条第7号】
(15)	[略]	内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は	(15)	 [同左]	総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例
(13)			(13)		
		条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報			事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供
		提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規			者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定に
		定により情報提供ネットワークシステムを使用			より情報提供ネットワークシステムを使用して
		して特定個人情報の提供の求め又は提供があっ			特定個人情報の提供の求め又は提供があった場
		た場合には、情報提供ネットワークシステムに			合には、情報提供ネットワークシステムに接続
		接続されたその者の使用する電子計算機(内閣			されたその者の使用する電子計算機 (総務大臣
		<u>総理大臣</u> においては情報提供ネットワークシス			においては情報提供ネットワークシステム)
		テム)に、情報照会者及び情報提供者又は条例			に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関
		事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供			係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名
		者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個			称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報
		人情報の項目等を記録することとされており、			の項目等を記録することとされており、当該記
		当該記録をいう (→第4-3-(32) 。			録をいう (→第4-3-(32) 。
		【番号法第23条、第26条】			【番号法第23条、第26条】
16	[略]	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定め	16	[同左]	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定め
		る事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に			る事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に
		準じて迅速に特定個人情報の提供を受けること			準じて迅速に特定個人情報の提供を受けること
		によって効率化を図るべきものとして、次に掲			によって効率化を図るべきものとして、次に掲
		げる要件を満たすものをいう。			げる要件を満たすものをいう。
		一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で			一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で
		定める事務(以下⑩及び⑱において単に「事			定める事務(以下⑯及び⑱において単に「事
		務」という。)の趣旨又は目的が、同法別表			務」という。)の趣旨又は目的が、同法別表

	1	T	1 1	Г		T
		第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの				第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの
		事務(以下「法定事務」という。)の根拠と				事務(以下「法定事務」という。)の根拠と
		なる法令の趣旨又は目的と同一であること。				なる法令の趣旨又は目的と同一であること。
		二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容				二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容
		と類似していること。				と類似していること。
		【番号法第19条 <u>第9号</u> 、「行政手続における特				【番号法第19条 <u>第8号</u> 、「行政手続における特
		定の個人を識別するための番号の利用等に関す				定の個人を識別するための番号の利用等に関す
		る法律第十九条 <u>第九号</u> に基づく特定個人情報の				る法律第十九条 <u>第八号</u> に基づく特定個人情報の
		提供に関する規則」(平成28年個人情報保護委				提供に関する規則」(平成28年個人情報保護委
		員会規則第5号。以下「番号法第十九条第九号				員会規則第5号。以下「番号法第十九条第八号
		規則」という。)第2条第1項】				規則」という。)第2条第1項】
17)	[略]	条例事務を処理する地方公共団体の長その他の		17)	[同左]	条例事務を処理する地方公共団体の長その他の
		執行機関(法令の規定により条例事務の全部又				執行機関(法令の規定により条例事務の全部又
		は一部を行うこととされているものを含む。)				は一部を行うこととされているものを含む。)
		をいう。				をいう。
		【番号法第19条 <u>第9号</u> 、番号法第十九条 <u>第九号</u>				【番号法第19条 <u>第8号</u> 、番号法第十九条 <u>第八号</u>
		規則第2条第2項】				規則第2条第2項】
18	[略]	条例事務の内容に応じて法定事務を処理するた		18	[同左]	条例事務の内容に応じて法定事務を処理するた
		めに必要な特定個人情報を提供する情報提供者				めに必要な特定個人情報を提供する情報提供者
		と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当す				と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当す
		るもの(法令の規定により当該特定個人情報の				るもの(法令の規定により当該特定個人情報の
		利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行				利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行
		うこととされている者がある場合にあっては、				うこととされている者がある場合にあっては、
		その者を含む。)をいう。ただし、提供するこ				その者を含む。) をいう。ただし、提供するこ

とができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関(以下「限定機関」という。)が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。

【番号法第19条<u>第9号</u>、番号法第十九条<u>第九号</u> 規則第2条第3項】

第3 総論

[第3-1~第3-3 略]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 略]

(3) 罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引

とができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関(以下「限定機関」という。)が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条<u>第八号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。

【番号法第19条<u>第8号</u>、番号法第十九条<u>第八号</u> 規則第2条第3項】

第3総論

[**第3-1~第3-3** 同左]

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

[(1)・(2) 同左]

(3) 罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引

き上げられている等罰則が強化されている(番号法第48条から<u>第55条の3</u>まで)。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者に も適用される(同法第56条)。

表 [略]

「**第3-5~第3-7** 略]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-(1) 個人番号の利用制限

(関係条文) [略]

1 個人番号の原則的な取扱い

個人番号 (注) は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用 事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第13号から第17号ま でに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で 利用する事務である。

また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人 番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用する ことができる。

行政機関等は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護 法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を 除き (2)参照)、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方 き上げられている等罰則が強化されている(番号法第48条から<u>第55条</u>まで)。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者に も適用される(同法第56条)。

表「同左〕

「**第3-5~第3-7** 同左]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-(1) 個人番号の利用制限

(関係条文) [同左]

|1| 個人番号の原則的な取扱い

個人番号 (注) は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用 事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第12号から第16号ま でに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で 利用する事務である。

また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人 番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用する ことができる。

行政機関等は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き (2参照)、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方

公共団体等も同様である。

(注) [略]

A 個人番号を利用することができる事務の範囲

[a・b 略]

c 各議院審査等番号法第19条<u>第13号</u>から<u>第17号</u>までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務(番号法第9条第5項)

番号法第19条<u>第13号</u>から<u>第17号</u>までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた者(第4-3-(22] B $k\sim n$ 参照)は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止(番号法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項、番号法第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項)

「略〕

* 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条<u>第8号</u>から 第10号までに基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合がある ことは、明示する必要はない。

[略]

公共団体等も同様である。

(注) 「同左〕

A 個人番号を利用することができる事務の範囲

[a・b 同左]

c 各議院審査等番号法第19条<u>第12号</u>から<u>第16号</u>までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務(番号法第9条第5項)

番号法第19条<u>第12号</u>から<u>第16号</u>までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた者(第4-3-(22] B $\underline{j} \sim \underline{m}$ 参照)は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止(番号法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項、番号法第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項)

[同左]

* 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条<u>第7号</u>から 第9号までに基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合がある ことは、明示する必要はない。

[同左]

2 [略]

第4-1-(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限

(関係条文) [略]

● 特定個人情報ファイルの作成の制限(番号法第29条)

行政機関等及び地方公共団体等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合、又は番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第4-2 [略]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [略]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

(関係条文) 「略]

1 [略]

2 特定個人情報の提供制限(番号法第19条)

[略]

2 [同左]

第4-1-(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限

(関係条文) [同左]

● 特定個人情報ファイルの作成の制限(番号法第29条)

行政機関等及び地方公共団体等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合、又は番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第4-2 [同左]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1) [同左]

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

(関係条文) [同左]

1 [同左]

|2| 特定個人情報の提供制限(番号法第19条)

[同左]

A 「提供」の意義について

[略]

- * 「略]
- * 「提供」に当たる場合

甲市の市長部局にある市民課から、甲市教育委員会に特定個人情報が移動する場合は、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することから、「提供」に当たる。なお、この場合、番号法第19条<u>第8号に基づく情報連携によらず甲市教育委員会が特定個人情報の提供を受けるためには、同条第11号に基づき、甲市教育委員会に対し特定個人情報を提供する旨の条例が定められる必要がある。</u>

B 特定個人情報を提供できる場合(番号法第19条第1号から<u>第17号</u>まで) 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているも ののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりであ る。

[a~c 略]

<u>d</u> 使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供(第4号)

従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共 団体の公務員をいう。以下本号において同じ。)の出向・転籍・退職等が あった場合において、当該従業者等の同意があるときは、出向・転籍・退 職等前の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以 下本号において同じ。)から出向・転籍・再就職等先の使用者等に対し

A 「提供」の意義について

[同左]

- * 「同左〕
- * 「提供」に当たる場合

甲市の市長部局にある市民課から、甲市教育委員会に特定個人情報が移動する場合は、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することから、「提供」に当たる。なお、この場合、番号法第19条<u>第7号</u>に基づく情報連携によらず甲市教育委員会が特定個人情報の提供を受けるためには、同条<u>第10号</u>に基づき、甲市教育委員会に対し特定個人情報を提供する旨の条例が定められる必要がある。

B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から<u>第16号</u>まで) 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているも ののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりであ る。

[a~c 同左]

[加える。]

て、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業者等 の個人番号を含む特定個人情報を提供することができる。

本号に基づく特定個人情報の提供は、従業者等の出向・転籍・退職等が あった場合に、当該従業者等の同意を得た上で、行われるものである。

そのため、出向・転籍・退職等前の使用者等は、当該従業者等の出向・ 転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な 提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要 となる。

なお、本号により特定個人情報の提供を受けた使用者等は、番号法第16 条に基づく本人確認は不要である。

* 本号に基づき提供が認められる特定個人情報の範囲は、社会保障、税分野に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、給与支払報告書や支払調書の提出など、出向・転籍・再就職等先の使用者等が「その個人番号関係事務を処理するために必要な限度」に限定される。

例えば、従業者等の氏名、住所、生年月日等や前職の給与額等については、これらの社会保障、税分野に係る届出、提出等に必要な情報であることが想定されるため、本号に基づく提供が認められる。一方、個別の事案ごとに、具体的に判断されることになるが、前職の離職理由等の、当該届出、提出等に必要な情報であるとは想定されない情報については、本号に基づく提供は認められないと解される。

* 「従業者等の同意を得」るとは、従業者等の承諾する旨の意思表示を 使用者等が認識することをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、従業 者等が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な 方法によらなければならない。

具体的には、どのような特定個人情報が出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して提供されることになるのか、従業者等が認識した上で、同意に係る判断を行うことができるよう、出向・転籍・退職等前の使用者等は留意する必要がある。

従業者等からの同意の取得については、従業者等からの同意する旨の 口頭による意思表示のほか、従業者等からの同意する旨の書面(電磁的 記録を含む。)の受領、従業者等からの同意する旨のメールの受信、従 業者等による同意する旨の確認欄へのチェック、従業者等による同意す る旨のウェブ上のボタンのクリック、従業者等による同意する旨のタッ チパネルへのタッチ、ボタン等による入力等によることが考えられる。

- * 甲市の市長部局市民課職員が甲市教育委員会に異動する場合、当該職員の同意があるときは、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、甲市の市長部局から甲市教育委員会に対し、当該職員の個人番号を含む特定個人情報を提供することができる。
- **<u>●</u> 機構による個人番号の提供**(第5号、第14条第2項、番号法施行令第11条)

[略]

f **委託、合併に伴う提供**(第6号)

[略]

<u>d</u> 機構による個人番号の提供(第4号、第14条第2項、番号法施行令第11条)

[同左]

<u>e</u> 委託、合併に伴う提供 (<u>第5号</u>)

[同左]

- * 個人番号利用事務等の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ずにその事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条<u>第6号</u>の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。
- **<u>g</u> 住民基本台帳法上の規定に基づく提供**(<u>第7号</u>、番号法施行令第19条) [略]
- <u>h</u> **情報提供ネットワークシステムを通じた提供**(<u>第8号</u>、<u>第9号</u>、番号法施行令第20条、番号法第十九条<u>第九号</u>規則) [略]
 - (注)条例事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる 特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規 則で定めるものとは、法定事務において情報提供者に提供を求める特 定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。た だし、次に掲げる特定個人情報を除く。
 - 一 [略]
 - 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条<u>第九号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

- * 個人番号利用事務等の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ずにその事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条<u>第5号</u>の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。
- <u>f</u> 住民基本台帳法上の規定に基づく提供(<u>第6号</u>、番号法施行令第19条) [同左]
- **<u>g</u> 情報提供ネットワークシステムを通じた提供**(<u>第7号</u>、<u>第8号</u>、番号法施行令第20条、番号法第十九条<u>第八号</u>規則) [同左]
 - (注)条例事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる 特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規 則で定めるものとは、法定事務において情報提供者に提供を求める特 定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。た だし、次に掲げる特定個人情報を除く。
 - 一 [同左]
 - 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条<u>第八号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

直 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供(第10 号、番号法施行令第21条、第22条)[略]

j 地方公共団体の他の機関に対する提供(第11号)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。

この場合において、提供を受ける機関には個人番号を利用する法的根拠があることが前提とされていることから、提供を受けることのできる機関は、法令又は条例に基づく個人番号利用事務実施者である必要がある。

なお、地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供するために番号 法第19条<u>第11号</u>に基づく条例を定める場合、同法第9条第2項に基づき個 人番号を利用することができることとした事務の根拠となる条例において 書面の提出を義務付けているときは、当該特定個人情報と同一の内容の情 報を含む書面の提出を不要とする場合が考えられる。この場合、当該書面 の提出を義務付けている条例等の改正等が必要となる。

* 「略]

k 委員会からの提供の求め (第13号)

[略]

<u>I</u> **各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供**(<u>第15号</u>、番号法施

<u>h</u> **国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供**(<u>第9</u> <u>号</u>、番号法施行令第21条、第22条) [同左]

<u>i</u> 地方公共団体の他の機関に対する提供(<u>第10号</u>)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。

この場合において、提供を受ける機関には個人番号を利用する法的根拠があることが前提とされていることから、提供を受けることのできる機関は、法令又は条例に基づく個人番号利用事務実施者である必要がある。

なお、地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供するために番号 法第19条第10号に基づく条例を定める場合、同法第9条第2項に基づき個 人番号を利用することができることとした事務の根拠となる条例において 書面の提出を義務付けているときは、当該特定個人情報と同一の内容の情 報を含む書面の提出を不要とする場合が考えられる。この場合、当該書面 の提出を義務付けている条例等の改正等が必要となる。

* [同左]

j **委員会からの提供の求め**(第12号)

[同左]

<u>k</u> **各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供**(<u>第14号</u>、番号法施

行令第25条、同施行令別表)

[略]

 $\underline{\mathbf{m}}$ 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 $(\underline{\hat{\mathbf{x}}}16\underline{\mathbf{y}})$

[略]

<u>n</u> 委員会規則に基づく提供 (第17号)

番号法第19条第1号から<u>第16号</u>までに準ずるものとして委員会規則で定めた場合には、特定個人情報を提供することができる。

C [略]

第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(関係条文) [略]

1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

A 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条、第26条)

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。)の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

行令第25条、同施行令別表)

[同左]

I 人の生命、身体又は財産の保護のための提供(第15号)

[同左]

m 委員会規則に基づく提供(第16号)

番号法第19条第1号から<u>第15号</u>までに準ずるものとして委員会規則で定めた場合には、特定個人情報を提供することができる。

C「同左〕

第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(関係条文) [同左]

1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

A 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条、第26条)

「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。)の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。

行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第8号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第9号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報(注)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。

行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等(中間 サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。)を通じて情 報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げ られた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供 を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境 を整備することが必要となる。

また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行 政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等か ら個人番号利用事務の委託を受けた者(法令の規定により、同法別表第2 の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表 の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一 部を行うこととされている者を除く。)は、情報提供ネットワークシステ ムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。 行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報(並)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報(立)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報事携という。

行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等(中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。)を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行 政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等か ら個人番号利用事務の委託を受けた者(法令の規定により、同法別表第2 の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表 の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一 部を行うこととされている者を除く。)は、<u>情報提供ネットワークシステ</u> ムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。

- (注) 条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。
 - 一「略〕
 - 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条<u>第九号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項

情報連携に必要な情報提供用個人識別符号(番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。)の取得に当たって用いられる符号である取得番号(同条第2項に規定する取得番号をいう。)に関しては、同条第3項において、「情報照会者等(情報照会者又は情報提供者をいう。)及び内閣総理大臣は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。

したがって、情報照会者等及び<u>内閣総理大臣</u>並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の

- (注) 条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。
 - 一「同左〕
 - 二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九条<u>第八号</u>の規定により提供することがで きる特定個人情報の範囲の限定に関する規則(平成28年個人情報保 護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその 旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないことと された特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項

情報連携に必要な情報提供用個人識別符号(番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。)の取得に当たって用いられる符号である取得番号(同条第2項に規定する取得番号をいう。)に関しては、同条第3項において、「情報照会者等(情報照会者又は情報提供者をいう。)及び総務大臣は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。

したがって、情報照会者等及び<u>総務大臣</u>並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得

取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程 等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除す る必要がある。

B 特定個人情報の提供(番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条)

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない(注)(番号法第22条第1項、第26条)。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出する必要がなくなる。

* [略]

(注)番号法第19条<u>第9号</u>の規定により提供することができる限定機関が、 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第十九条<u>第九号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の 範囲の限定に関する規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第6号) 第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合 に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等に よって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必 要がある。

B 特定個人情報の提供(番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条)

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない(注)(番号法第22条第1項、第26条)。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出する必要がなくなる。

* [同左]

(注)番号法第19条<u>第8号</u>の規定により提供することができる限定機関が、 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第十九条<u>第八号</u>の規定により提供することができる特定個人情報の 範囲の限定に関する規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第6号) 第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合 において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

- **2 情報提供等の記録**(番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条) [略]
 - a 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない(番号法第23条第1項、第26条)。
 - 一情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務 関係情報提供者の名称
 - 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
 - 四 一から三までに掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項
 - b 「略]
 - c 内閣総理大臣は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければならない(番号法第23条第3項、第26条)。

において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

- **2 情報提供等の記録**(番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条) [同左]
 - a 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない(番号法第23条第1項、第26条)。
 - 一情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務 関係情報提供者の名称
 - 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
 - 四 一から三までに掲げるもののほか、総務省令で定める事項
 - b 「同左〕
 - c 総務大臣は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報 の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提 供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければなら ない(番号法第23条第3項、第26条)。

d [略]

- 3 秘密の管理及び秘密保持義務(番号法第24条、第25条、第26条)
 - a 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務(番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。)又は条例事務関係情報提供等事務(同第19条第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない(番号法第24条、第26条)。

b [略]

[**第4-3-(4)**•**第4-3-(5)** 略]

第4-4 その他の取扱い

「**第4-4-(1)~第4-4-(3)** 略]

第4-4-(4) 訂正

(関係条文) [略]

● [略]

[**A•B** 略]

C 訂正を実施した場合の通知先の変更

d [同左]

- 3 秘密の管理及び秘密保持義務(番号法第24条、第25条、第26条)
 - a 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者 及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務(番号法第19条第7号の 規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。)又 は条例事務関係情報提供等事務(同第19条第8号の規定による特定個人情 報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。)に関する秘密について、 その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシ ステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び 条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事 務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要 な措置を講じなければならない(番号法第24条、第26条)。

b [同左]

[第4-3-(4)·第4-3-(5) 同左]

第4-4 その他の取扱い

「**第4-4-(1)~第4-4-(3)** 同左]

第4-4-(4) 訂正

(関係条文) [同左]

● [同左]

[**A · B** 同左]

C 訂正を実施した場合の通知先の変更

情報提供等の記録について訂正を実施した場合において必要があるときは、同一の記録を保有する者である<u>内閣総理大臣</u>及び情報照会者又は情報提供者(自己を除く。)に通知するものとしている。

情報提供等の記録について訂正を実施した場合において必要があるときは、同一の記録を保有する者である<u>総務大臣</u>及び情報照会者又は情報提供者(自己を除く。)に通知するものとしている。

第4-4-(5) [略]

[**第4-5** * **第4-6** 略]

第4-4-(5) [同左]

[第4-5·第4-6 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

室 宝

この告示は、今和三年九月一日から施行する。